

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>(変更の許可)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>条例第3条第2項第6号、第9号、第10号又は第15号に掲げる事項の変更(同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、<u>条例第29条第1項の作業に係る施設の構造に関する変更を除く。</u>)であつて、変更後の同項第12号から第14号までに規定する予測値が変更前の予測値以下となる変更</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 条例第3条第2項第8号に掲げる事項の変更であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア <u>変更後の指定事業所に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が、変更前の規制基準と同等又はそれ以下となるもの</u></p> <p>イ <u>変更後の条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値が、変更前の予測値以下となるもの</u></p> <p>ウ <u>条例第29条第1項の作業に係る施設の構造に関する変更でないもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 条例第3条第2項第19号に掲げる事項の変更であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア <u>変更後の条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値が、変更前の予測値以下となるもの</u></p> <p>イ <u>別表第1の68の項に掲げる指定作業を行う施設に係る変更(炭化水素系物質の排出防止処理設備に係るものに限る。)<u>でないもの</u></u></p> <p>ウ <u>別表第7の2に掲げる集じん設備、同表の3に掲げる散水設備及び同表の4に掲げる防じんカバー等の変更でないもの</u></p> <p>エ <u>別表第8の3に掲げる吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備の変更でないもの</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(変更の許可)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>条例第3条第2項第6号、第9号、第10号、第15号又は第19号に掲げる事項の変更であつて、変更後の同項第12号から第14号までに規定する予測値が変更前の予測値以下となる変更</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 条例第3条第2項第8号に掲げる事項の変更であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア <u>指定事業所に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が<u>変更になるもの</u>にあつては、変更前の規制基準と同等又はそれ以下となるもの</u></p> <p>イ <u>条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値が<u>変更になるもの</u>にあつては、変更前の予測値以下となるもの</u> (新規)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 条例第3条第2項第19号に掲げる事項の変更であつて、次のいずれにも該当しない変更(第2号に掲げる変更を除く。) (新規)</p> <p>ア <u>別表第1の68の項に掲げる指定作業を行う施設に係る変更(炭化水素系物質の排出防止処理設備に係るものに限る。)</u></p> <p>イ <u>別表第7の2に掲げる集じん設備、同表の3に掲げる散水設備及び同表の4に掲げる防じんカバー等の変更</u></p> <p>ウ <u>別表第8の3に掲げる吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備の変更</u></p> <p>3・4 (略)</p>

新	旧
<p>(変更の届出) 第16条 (略) 2・3 (略) 4 知事は、<u>条例第10条第1項の規定による届出があったときは、必要に応じて、その内容が条例第25条第1項、第28条第1項及び第32条第1項の規制基準に適合するかどうかを確認するものとする。</u></p>	<p>(変更の届出) 第16条 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p>(既設の指定事業所に係る届出) 第20条 (略) 2・3 (略) 4 知事は、<u>条例第15条第2項の規定による届出があったときは、その内容が条例第25条第1項、第28条第1項及び第32条第1項の規制基準に適合するかどうか並びに条例第26条第2項、第29条第1項及び第2項、第30条第1項並びに第33条第2項の規定に違反しないかどうかを確認するものとする。</u></p>	<p>(既設の指定事業所に係る届出) 第20条 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p>(環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出書) 第29条 (略) 2・3 (略) 4 知事は、<u>条例第21条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その内容が条例第18条第1項又は第18条の2第1項の基準に適合するかどうかを確認するものとする。</u></p>	<p>(環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出書) 第29条 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p>(身分証明書) 第91条 (略) 2 前項の証明書の様式は、<u>前項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式の例によることができる。</u></p>	<p>(身分証明書) 第91条 (略) (新規)</p>